

特定非営利活動法人 JFC ネットワーク
Citizen's Network for Japanese-Filipino Children

2024 年度事業報告書

特定非営利活動法人 JFC ネットワーク

(Citizen's Network for Japanese-Filipino Children)

【東京事務所】

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-16-2 西新宿ハイホーム 206

TEL / FAX : 03-6276-1522 E-mail: jfcnet@jca.apc.org

ホームページ(日本語) : <http://www.jca.apc.org/jfcnet>

Facebook: [jfcnet tokyo](https://www.facebook.com/jfcnettokyo)

【目次】

第1 特定非営利活動法人 JFC ネットワークとは	4-5
1. 設立	
2. 法人取得	
3. 設立目的	
4. 東京事務所	
5. フィリピン協力団体	
(1) マリガヤハウス／Maligaya House,	
(2) RGS-COW／Religious of the Good Shepherd- Center for Overseas	
6. ケース受任協力弁護士	
(1) 日本弁護士連合会の「外国人に対する法律扶助制度」の利用	
(2) 父親の住所地調査	
第2 2023 年度の事業の概要	
1. 東京事務所の事業の概要	6-20
(1) 法的・行政手続支援事業	6-8
① JFC に対する法的・行政手続支援	
② JFC サポートファンド	
③ マリガヤ応援ファンド	
④ DNA 鑑定企業との連携	
⑤ ケースの打切・解決の処理	
⑥ 第2回 国籍オリエンテーション	
(2) 生活・教育支援事業	8-10
① JFC 母子向けプログラム	
② 子どもサポートプログラム	
a. 父子面会交流サポート	
③ 他団体の支援システム利用	
a. KAPATIRAN 奨学金申請サポート	
b. 一般社団法人 COLABO 食料／衣料支援	
④ 生活自立支援プロジェクト	
(3) 普及・啓発事業	11-19
① ニュースレター「MALIGAYA」の発行	
② イベント・勉強会などへの参加	
③ 長谷川大知さんドキュメンタリーフィルム上映会『ケン編』『あゆみ編』	
④ 日比交流音楽フェスタ開催	
⑤ 講演・登壇	
a. 「日比の影裏3部作」	
b. 「JFC 問題って何？～現場の NGO から話を聞く～」	
c. JFC ネットワーク設立 30 周年記念・LNF 総会記念シンポジウム	
d. 第 155 回 明日の行政書士講座 特別編「入管業務を通して社会問題解決に貢献できる行政書士に！～国籍法違憲判決“その後”の支援の事例から～」	

e. NPO 法人・Dot JP の交流イベントに参加・登壇	
f. 清泉女子大学にて講演	
g. 明日の法律家講座「多国籍社会における NGO と弁護士の役割」	
h. 横浜 YMCA の「ユースグローバルセミナー」で講演	
i. 武内剛さん監督作品「パドレプロジェクト」上映会後のトークショーに登壇	
⑥ フィリピン・スタディツアー	
⑦ JFC ネットワーク設立 30 周年記念会開催	
⑧ メディア掲載	
⑨ 調査・研究活動・ロビーイング	
a. 「JFC の来日・就労・幸福度調査」の報告会を実施。	
b. 省庁交渉への参加	
(4) その他	19
① 理事会	
② 通常総会	
③ インターンおよびボランティアの受け入れ	
④ 第 54 回毎日社会福祉顕彰受賞	
(5) ファンドレイジング	20-21
① ファンドレイザーとの契約	
② SNS の活用	
③ データ管理	
④ クレジット決済システムの活用	
⑤ 認定 NPO 法人取得に向けた取り組み	
2. フィリピン現地協力団体	21
1) Maligaya House(マリガヤハウス)	
2) RGS-COW (Religious of the Good Shepherd for Overseas)	
第 3 東京事務所における JFC に対する法的支援事業の概要	22-40
1. ケース対応の手續	22
2. 受理・処理の状況(表 1~4、図 1)	23
3. 婚姻手續(表 5~9)	27-29
4. 国籍取得(表 10~17)	30-38
(1) 概要	30-31
(2) 認知による国籍取得(国籍法 3 条)	32-34
(3) 準正による国籍取得(国籍法 3 条 1 項)	35-36
(4) 国籍再取得	37-38
5. 認知(表 18、表 19、図 5)	39-41
6. 養育費請求(表 20~22)	41
7. 在留特別許可(表 23)	42
8. 訴訟ケース(表 24)	43

第1 特定非営利活動法人 JFC ネットワークとは

1 設立

1994年5月に設立された。初代代表は松井やより氏。

2 法人格取得

2006年3月に東京都より認証を受け、法人格を取得した。

3 設立目的

1980年代から日本へ働きに来るフィリピン人女性の増加に伴い、日本人男性との出会いが増え、両者の恋愛・結婚、そして両者間に生まれる子どもたちが増加した。幸せな家族を築いている日比家族も増えているが、中には日本人の父親に養育放棄されるなどのために、精神的・経済的に苦しい生活を余儀なくされている子どもたちも多い。こうした子どもたちとその母親の人権を守る活動をする目的で設立した市民団体である。

4 東京事務所

東京事務所では、日本人とフィリピン人の間に生まれた子どもたちのうち、様々な理由により、父親からの連絡が途絶え、養育を受けられなくなった子どもたちおよびその母親に対する法的支援（養育費や認知の請求、親権者指定<変更>）および行政手続支援（国籍<再>取得、フィリピン法で成立した婚姻の日本への報告的届出、在留特別許可申請など）を中心に活動を行っている。なお、2024年12月末実現在、母子がフィリピンに在住する案件（在比ケース）が約71.23%を占め、日本に在住する案件（在日ケース）は28.77%である。

2024年度の理事及び事務局は以下の通りである。

<理事>

理事長 鈴木雅子

副理事長 大森佐和

理事：近藤博徳、豊島眞、太田直子、小ヶ谷千穂、笠間由美子、毛受久(2024年3月16日～)

監事 秋葉丈志 (2024年3月16日～)

<事務局>

【事務局長】伊藤里枝子:タガログ語通訳・ケース業務・広報・管理業務補助

【事務局員】古市智子(社会福祉士、精神保健福祉士):会計・管理業務

市原誉子:ケース業務・翻訳業務・管理業務補助・会計補助

濱田しなの(社会福祉士):ケース業務・翻訳業務・広報

野口和恵(社会福祉士)(～2024年9月30日):調査事業業務・翻訳業務

5 フィリピン協力団体

(1) マリガヤハウス (Maligaya House)

「特定非営利活動法人 JFC ネットワーク」の委託先フィリピン・マニラ事務所。1998年1月17日設立。

(2) RGS-COW (Religious of the Good Shepherd - Center for Overseas)

ミンダナオ島・ダバオにある修道会の組織。海外出稼ぎ労働者の権利擁護の活動をしている。2007年以降、RGS-COWで相談を受けたケースを扱っている。

2024年12末日現在、JFC ネットワークで扱う全ケースの約71.23%は在比ケースであり、

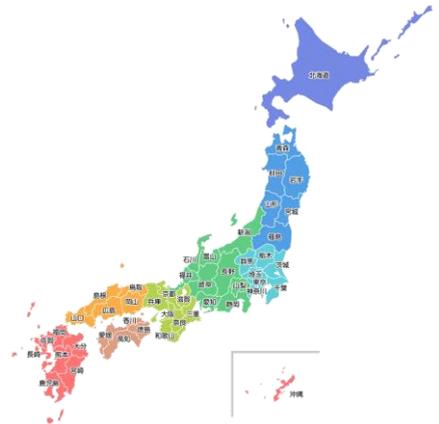
在比ケースのうち、約 72.12%はマリガヤハウスで受けた相談、約 23.62%はミンダナオ島ダバオにある RGS-COW(Religious of the Good Shepherd - Center for Overseas)で受けた相談で、その他は別団体を通して受けた相談になる。マリガヤハウスおよび RGS-COW では直接に母子からの相談を受け、母子への精神的・法的なカウンセリングなども行う。

6 ケース受任協力弁護士

JFC 弁護団は 1993 年 4 月結成。父親との交渉が難航したなどの理由により、調停や裁判などの法的処置の必要な事件を依頼していた。

現在は弁護団という形での活動はしていないが、法的処置の必要なケースを受任して頂いている弁護士は全国に 292 名である。地方に在住する父親に対し法的手続を行うために、地方に事務所を構える協力弁護士の確保が喫緊の課題となっている(特に 2004 年 4 月の人事訴訟法施行後は在比ケースも東京家庭裁判所ではなく原則として父親の住所地を管轄する家庭裁判所で手続を行うことが必要となったため)。

弁護士不在の地方は、13 県である(青森県、秋田県、山形県、石川県、奈良県、和歌山県、岡山県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、熊本県)。



(1) 日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」の利用

在日ケースを弁護士に依頼する場合、ほとんどのクライアントは経済的に厳しい環境にあるため、日本司法支援センター(通称「法テラス」)の民事法律扶助制度を多く利用している。また、在日ケースで母子が在留資格を有しない場合には日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」を利用している。

在比ケースでも、人道的見地から人権救済の必要性や緊急性が高いと認められる場合は「外国人に対する法律援助制度」を利用することができる。しかし、昨年度は、母の懐胎時に法律上の夫がいて、任意の認知ができず、裁判手続が必要なケースの未成年の認知請求事件においても、父からの養育費送金があるケースは「緊急性」や「必要性」がないとして不許可となるケースがあった。父にも弁護士費用を払う資力はなく、また母子にも父から送られてくる養育費では、裁判費用は賄えず、結果として子どもの認知請求の権利が侵害された。

(2) 父親の住所地調査

クライアントから入手した父親の住所地情報で父親の住民票などが取れなかった場合の父親の所在地調査が困難となっている。

近年、フィリピンの入国管理局も個人情報の保護のため、日本人の父親の渡航記録の開示請求は子どもの出生証明書に父親名が書かれていても、父親本人からの請求でないと請求ができなくなったため、父のパスポート番号を持ってないケースについては父の所在地を確認することが難しい。

第2 2024年度の事業の概要

1 東京事務所の事業の概要

2024年度の東京事務所の事業の概要は、以下の通りである。

(1) 法的・行政手続支援事業

① JFC に対する法的・行政手続支援

弁護士と連携した子どもの認知・養育費の支払い、離婚、離婚無効、親子関係不存在、子の引渡し請求などを求める調停・訴訟、日本国籍所得および在留特別許可などを求める法的・行政手続支援活動を行っている。詳細は後記（第3）の通りである。

② JFC サポートファンド

JFC ネットワークはマニラの事務所のマリガヤハウスとダバオの団体・RGS-COW を通じて法律相談を受け付けている。ほとんどのケースは認知や養育費請求の相談であり、東京事務所に書類が送られてきた後、弁護士がケースを受任後、裁判所へ調停の申立や訴訟の提起を行う。ほとんどの母子は経済的に困窮しているため、弁護士費用を払うことができない。そのため、母子は、日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」を利用して、弁護士費用の負担なくケースを進めている。しかし、裁判をするために最低限必要な書類（母子の出生証明書や婚姻歴証明書、渡航記録、その他の証拠書類など）は本人が準備をする必要があるが、その書類の取り寄せに約 12,000 円がかかる。経済的に厳しい JFC 母子が、これらの費用を準備するのは困難であることが多い。そのため、10 件に 1 件くらいのケースが貧困のため書類を準備するお金を工面できずにケースが滞ってしまう状況にある。経済的に苦しい母子がお金がないことで自身の権利請求を断念せざるを得なくならぬよう「JFC サポートファンド」を利用する。同ファンドの仕組みは以下のとおりである。

◆どの母子に支援をするかについてはマリガヤハウスのソーシャルワーカーあるいは RGS-COW のスタッフからの申し出を受け、東京事務所のスタッフとマリガヤハウスのスタッフで話し合い決定し、理事会の承認を得る。

◆ファンドを受けた母子についてはニュースレター「マリガヤ」にてその都度ご報告をする。

◆1年間の目標額を 11 万とする。

◆頂いたご寄付の 1 割は JFC ネットワークの「ケース管理のための諸費用」として控除する。

<2024 年度 JFC サポートファンド支給ケース>

ケース受理地	対象	金額	理由
RGS-COW	JFC17 歳	1,587 PHP(= 4,176 円)	両親が婚姻しているが、JFC はフィリピンで出生後 3 か月以内に出生届と日本国籍留保届を在比日本大使館または日本の市町村役場に届け出なかったために日本国籍を喪失。成人年齢が 18 歳に引き下げられ、国籍再取得の年齢が 18 歳までとなった。再取得のために来日

			する必要があり、母が日本での就労先を確保し、母子が JFC 査証を申請することとなったが、母の低所得で、父からの送金が途絶えているため、査証申請に必要な書類を準備することができないため。
RGS-COW	JFC17 歳	6,047PHP(=15,494 円)	上記のケースと同じ。査証申請が不許可となり、18 歳までに間に合わせるため急遽短期滞在の査証申請をすることとなった。そのための書類取り寄せ費用が工面できないため。

③マリガヤ応援ファンド

マリガヤハウスの日本人スタッフの河野尚子が、2021 年 4 月 1 日に逝去した。フィリピンのケースマネジメントをする唯一のソーシャルワーカーを失い、以降、JFC ネットワークは 1994 年の設立以来最大の危機に直面した。そんな危機的状況の中、かつてソーシャルワーカーとして働いた経験のある人からマリガヤハウスを助けたいと申し出を受けた。そして、JFC ネットワークは新体制でマリガヤハウスを維持していくことを決心し、16 年間の河野尚子の功績をたたえ、遺志を引き継ぐために、「マリガヤ応援ファンド」を立ち上げることにし、2021 年 12 月 24 日、マリガヤ応援ファンドを立ち上げた。ファンドはマリガヤハウスのスタッフの人件費、運営費、管理費、その他マリガヤハウスを維持していくための資金にあてられる。フィリピンで生まれ日本人の父親から遺棄された子どもたちが、自分の人生に自信を持って歩いて行ってほしい。私たちはそう願ひ、河野尚子の遺志を引き継いでマリガヤハウスの再建のために努めていく。

④DNA 鑑定企業との連携

父親に対する認知・養育費請求の前提として父子関係の証明が必要である。昨年度、DNA 鑑定会社の協力を得て 39 件について DNA 鑑定の検体採取を実施した。39 件のうち、JFC ネットワークのケースは 24 件で、15 件は鑑定会社から依頼を受けたケースである。24 件の鑑定の種類は、認知請求事件のための親子 3 人（4 人）鑑定が 27 件、死後認知請求事件のために異母きょうだい鑑定が 1 件、フィリピン人母が死亡や不在などの理由で父子鑑定が 4 件だった。4 件のうち 1 件は父子関係不存在を証明するために鑑定を実施した。父親が DNA を実施する場所は 31 が日本国内の裁判所で実施した。1 件は法律上の父との間の父子関係不存在を証明するためであったので父の採取はフィリピンで実施した。

<DNA 鑑定案件状況(39 件)>

鑑定会社案件	15
JFC ネットワーク	24
合計	39

<DNA 鑑定種類 (24 件) >

種類	数
親子 3 人（4 人）鑑定	27
異母きょうだい鑑定	1
父子鑑定	4
合計	24

<DNA 採取場所>

採取場所	子	母	父(側)
MH	15	14	0
COW	6	6	0
その他	3	2	0
日本	0	1	24
合計	24	23	24

<<DNA 鑑定実施裁判所（24 件）>

裁判所 裁判外 不明	24	盛岡家庭裁判所（1）、福島家庭裁判所（1）、福島家庭裁判所郡山支部（1）、仙台家庭裁判所（1）、新潟家庭裁判所（1）、富山家庭裁判所（1）、茨城家庭裁判所土浦支部（2）、東京家庭裁判所(3)、東京家庭裁判所立川支部(1)、東京家庭裁判所伊豆大島出張所（1）、横浜家庭裁判所（2）、さいたま家庭裁判所熊谷支部（1）、千葉家庭裁判所（1）、神戸家庭裁判所高岡支部（1）、山口家庭裁判所宇部支部（1）、山口家庭裁判所周南市部（1）、岡山家庭裁判所（1）、岐阜家庭裁判所（1）、岐阜家庭裁判所四日市支部（1）、長崎家庭裁判所（1）
------------------	----	---

⑤ケースの打切・解決の処理

弁護士および事務局が、個々のケースの法的問題、打ち切りや解決ケースの決定などについて話し合った（3月、6月、9月、12月）。

⑥第2回 国籍オリエンテーション

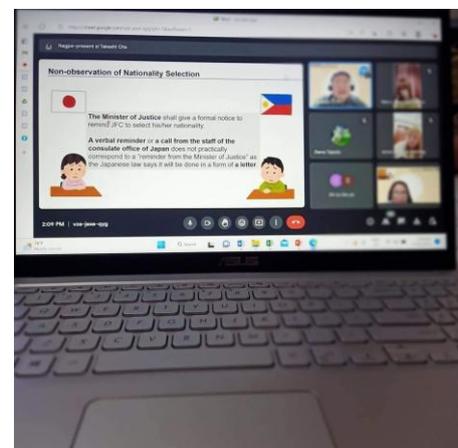
【目的】日本国籍を取得した JFC とその保護者や母親に、日本国籍を得ることや戸籍について、労働や日本で生活について学んでもらい、知識を得てもらう。

【開催日】2024 年 12 月 27 日

【主催】マリガヤハウス

【参加対象者】16 歳以上の JFC を対象。日本国籍を取得した、または取得間近の JFC 当事者で、近い将来、来日する可能性の高い JFC。

【参加者】マリガヤハウスのクライアントの JFC だけでなく、ダバオの RGS-COW のクライアントや JFC たちも参加をした。参加者はマリガヤハウスから 4 名の母親と 6 名の日本国籍の JFC が参加した。



(2) 生活教育支援事業

①JFC 母子向けプログラム

母子家庭の多い JFC 母子の家庭では毎日の生活に追われ、子どもたちとレジャーを楽しんだりする機会が少ない。そうした機会に恵まれない子どもたちとその母親に対し、レジャーやフォーラムを企画し、楽しく過ごすことを目的としたプログラムである。

a. 4 月 28 日（日）：代々木公園にてピクニック。JFC ユース 30 人が参加。

b. 12 月 1 日（日）：クリスマス会（こども教育宝仙大学）→JFC 母子、会員、サポーター、ボランティア、インターン、協力弁護士、その他関係者 100 人以上が集まった。



②子どもサポートプログラム

a. 父子面会交流サポート

ここ数年、日本人の父親に生まれてから一度も会ったことがない、あ



るいは幼い時に生き別れになった JFC ユースたちから「お父さんに会いたい」という相談が増えてきている。

JFC ネットワークは、自分の父親を知ることは子どもたちがこの世に生まれてきた理由を知るため、ルーツを知るため、そして自分自身に自信を持ち、自尊心を養い、自分の足で歩くために必要な人生のステップだと考え、ボランティアの協力を得、JFC たちの父親再会支援を必要に応じて行っている。

◆父子面会実現ケース（3 件）◆

ケース受理	合意態様	手段	概要
RGS-COW	認知調停の話し合いの際に任意で	オンライン	19 歳の兄と 16 歳の妹。認知および養育費請求の調停中、子どもたちが父との面会を希望し、父に打診したところ、父が同意したため調停後に ZOOM による面会交流を実施した。
マリガヤハウス	話し合いで	対面	18 歳の兄と 16 歳の妹が数年前に来日。父に会いたいと長年希望していたところ、父親がようやく応じ、子どもたちが父の場所を訪れ、自宅に宿泊して一緒に過ごした。
RGS-COW	認知調停の話し合いの際に任意で	オンライン	11 歳の JFC（男）。認知および養育費請求の調停中、子どもが父と面会交流をすることを望んだため父に打診したところ、父が同意したが、父はネット環境がなくオンラインでの実施が困難だったため、スタッフが父の自宅を訪問して、ZOOM による面会交流を実施した。

③他団体の支援システム利用

a. KAPATIRAN 奨学金*申請サポート（4 名）

大校生 4 名が奨学金受給を受けた。

期間：2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月末

月額（高校生）10,000 円

月額（大学生）20,000 円

※KAPATIRAN 奨学金は、海外にルーツを持つ高校生・大学生が家庭事情や経済的事情により進学や就学に支障を来すことなく自らの適性などにあつた進路を自由に選択し意欲的に学業に専念できるよう精神的、経済的に支援しているためのものです。（KAPATIRAN ウェブサイトより抜粋）



b. 一般社団法人 Colabo 食糧支援/衣料支援（9 件<14 人>）

<食料支援>

生活が困窮している 9 家庭(14 人)に一般社団法人 Colabo の食糧・衣料支援を利用し支援を依頼した。

※Colabo では、中高生世代の 10 代女性を支える活動をしています。相談、食事提供、シェルターでの宿泊支援、シェアハウスの運営、10 代の女性たちによる活動、講演・啓発活動などを行っています。（Colabo ウェブサイトより抜粋）



④生活自立支援プロジェクト

フィリピン在住の成人 JFC の多くは日本国籍取得後、あるいは日本人の父から認知後、日本への移住を希望する。しかし、その移住過程において、JFC たちを日本に送り出すエージェントや個人に騙されるなど人身取引と思われるケースがある。JFC たちが搾取的な移住をせずに日本で安全に就労し自立した生活を送ることができるようにすることを目的としたプロジェクトである。

移住を希望する JFC のカテゴリーとしては 6 つある。

- a. 日本国籍を取得した JFC が成人をして移住を希望。
- b. 日本国籍を取得した JFC（未成年）が母と移住を希望。
- c. 成人してから日本人の父から認知された JFC が移住を希望。
- d. 日本人の婚内子でフィリピンで出生、日本国籍を喪失した JFC が再取得のために移住を希望。
- e. 日本人の婚内子でフィリピンで出生、日本国籍を喪失した JFC が再取得のために母子で移住を希望。
- f. 日本人の婚内子でフィリピンで出生、日本国籍を喪失しすでに成人となり日本国籍の再取得が不可能だが、日本人の子として移住を希望。

・昨年度は a, b, d および e のカテゴリーにおいてサポートを実施した。

カテゴリー a 以外のケースは本来、日本にいる家族や親族が日本の入国管理局で「在留資格認定証明書」を交付申請し、JFC 本人が同証明書の交付を受けた上で在比日本大使館・領事館で査証申請をすることが望ましい。しかし、同申請には日本に在住する親族が申請人となる必要があるところ、ほとんどの JFC は日本に「在留資格認定証明書」の交付申請をしてくれるような家族や親族はないため同申請を行うことができず、来日を希望する場合、同証明書なしに直接在外公館で査証申請を行うしかない。そのため、従来は短期滞在で来日をし、来日後に「日本人の配偶者等」の在留資格への変更申請をするしかなかった。しかし、そのためには短期滞在の間の滞在費や就労先の確保などが必要となり、彼・彼女たちは日本人の子にもかかわらず、来日はとてもハードルが高い。そこで、「日本人の配偶者等」の査証（JFC 査証）申請を試みている。その状況は以下のとおりである。

一昨年度、国籍喪失をした 19 歳の 4 名の JFC について（カテゴリー d）、身元保証人に就労先の社長になって頂き、就労先の確保、滞在先の確保をして、直接、在比日本大使館・領事館において「日本人の配偶者等」の査証申請を行った。1 名については査証申請が不許可、3 名については査証発給が許可され、3 名は 2024 年 1 月に来日をした。

昨年度、JFC（17 歳）の国籍再取得のために母子で来日を希望し（カテゴリー c）「JFC 査証」を申請したが不許可、急遽、短期滞在の査証申請をしたが不許可となり、JFC の再取得の道が絶たれたケースが 1 件あった。

また、カテゴリー d の JFC 2 名は国籍再取得のために「JFC 査証」を申請したが、同様に不許可となり、国籍再取得の道が断たれた。

「JFC 査証」を申請中であったカテゴリー b の母子（JFC は 16 歳）は昨年度中に結果が出なかった。（但し 2025 年 1 月に結果が出て不許可）

(3) 普及・啓発事業

① ニュースレター「MALIGAYA」の発行

2024年度は以下の通り年3回発送した。昨年度はJFCネットワーク設立30周年ということもあり30周年特集号とした。

・2024年4月「MALIGAYA 116号」：ケース紹介、マリガヤハウス便り、Batis Centerでのインタビュー、マリガヤハウスの新しいスタッフ紹介、インターン体験記、通常総会報告、新監事のご紹介・スタディツアーのご案内、寄付者名簿・編集後記

・2024年8月「MALIGAYA 117号」：ケース紹介、JFCネットワーク設立30周年記念寄稿集—スタッフ・ボランティアより、マリガヤ応援ファンドへのご支援のお願い、表紙絵・小松賢さんのご紹介、寄付者名簿・編集後記

・2024年12月「MALIGAYA 118号」：ケース紹介、スタディツアー報告、JFCの就労・生活・幸福度調査報告会、日比交流音楽フェス報告、JFCネットワーク設立30周年記念会開催報告、寄付者名簿



② イベント・勉強会などへの参加

・移住者と連帯するネットワーク全国ワークショップに参加（伊藤里枝子、濱田しなの）

◆日時：2024年6月8日（土）-9日（日）

◆場所：大阪いくのパーク

◆分科会：移住女性（濱田）、国籍（伊藤）

・武蔵大学で開催中のSDGs17パートナーシップ・フェアに参加

◆日時：2024年11月27日

◆場所：武蔵大学

◆参加者：事務局・濱田しなの、インターン1名

③長谷川大知さんドキュメンタリーフィルム上映会『ケン編』『あゆみ編』

◆日時：2024年4月14日(日)13時~16時

◆場所：新宿NPO協同推進センター

◆目的：「違うバックグラウンドを持っていても理解し合える社会作りの貢献。」

◆内容：「日本とフィリピンの2つを生きる人のストーリー—あゆみ編—」および「ケン編」のドキュメンタリー上映。

・あゆみ(歩望)さんのスピーチ

・ワークショップ(日本語、タガログ語のグループに分かれ、①自分との共通点(経験や思い)、②新しい発見があればそれについての共有)

◆参加者：50名以上



APR 14 日本とフィリピンを生きるストーリー「ケン編」ドキュメンタリー上映会 (Music For People Project)

④日比交流音楽フェスタ開催

◆日時：2024年10月14日（月・祝日）

◆目的：JFCの中には、日本人の父に見放され経済的に苦しい生活を強いられたり、父親に認知をしてもらえず日本国籍が取得できず自分のアイデンティティに苦しんだりする者がいる。このような問題はまだまだ多くの人に知られておらず、現状の理解や支援も少ない。2024年にJFC

ネットワークは30周年を迎えるにあたり、メディアだけでは中々届けることができないこの問題を知ってもらうために、音楽フェスを開催する。このフェスを通して、様々な問題を抱えるJFCたちにアーティストが音楽で勇気を与え、また、JFCの問題の啓発と支援拡大を目指す。

◆場所：新宿グラムシュタイン

◆チケット：

前売り券 3500円

前売り券+寄附（1500円） 5000円

前売り券+寄附（4500円） 8000円

前売り券+寄附（6500円） 10000円

当日券（当日支払い） 4000円

※ワンドリンク制

◆タイムスケジュール：

16:30 開場 17時開演

20時30分 終了

◆パフォーマー：Zieger（ビートボクサー）、Mino（ビートボクサー）、Noa（ビートボクサー）、Allison（シンガー）、Rudi（ループステーション）、Viva（ビートボクサー）

◆スピーチ（JFC）：5名

●100名以上が参加。特に今回の企画の中心的存在のビートボクサーVivaさんのつながりで、今までJFCネットワークと全く関わりがなかった方の参加も多く、JFCネットワークに新しい風が吹き込んだかのような感じだ。



⑤講演・登壇

a. 「日比の影裏3部作」上映会での登壇

◆場所：代官山シアターギルド

◆日程：2024年1月15日（月）～24日（水）

◆『日比(ニッピ)の影裏3部作』上映時間：67分

<作品紹介>

1. Raised in Water / 水の中で育てられた子どもたち（フィクション・17分）

監督・脚本：ジャヌス・ビクトリア / 主演：古舘寛治 / 撮影：御木茂則

2. Stories Living Japan & The Philippines Ayumi's Story（ドキュメンタリー・20分）

監督：長谷川 大知 / 出演：井上 歩望(アユミ)



フィリピンにルーツを持つ長谷川大知(23歳)による初監督のドキュメンタリー作品。「Viva」という名義で、ビートボックス兼シンガーソングライターとして活動する彼が、JFCのアユミに取材する中で、日本とフィリピン間に根づく、彼女の深いアイデンティティの葛藤とその経緯を、繊細に掘り起こしていく。

3. Encounters with Silence/ 沈黙との出会い(ドキュメンタリー・30分)

監督: ジャヌス・ビクトリア / 出演: 山崎阿弥、藤田 明、郡山総一郎、他

●総合プロデューサー: 曾我満寿美 (Spanic Films 代表)

◆上映延長期間中に事務局長の伊藤里枝子、”Made in Japan”編集者の Rey Ventura さん、ライターでスタッフの野口和恵、ドキュメンタリーフィルム監督の長谷川大知さん、JFC の井上歩望さんが登壇した。

b. 「JFC 問題って何? ~現場の NGO から話を聞く~」

日時: 5月28日(火)

場所: SENQ 霞が関

主催: NPO インพุットサロン

内容: 5月28日-6月3日までフィリピン・ダバオの RGS-COW のプログラムコーディネータの Fides Estorba Corteciano さんが

来日されたのを機会にフィリピン・ダバオの現地のスタッフから JFC 支援の現状を聞く機会を設けた。



c. JFC ネットワーク 30 周年記念・LNF 総会記念シンポジウム

日時: 2024年5月29日(水) 18:30~20:45

会場: 以下の会場、およびズームウェビナーにて開催

場所: 日比谷図書文化館 スタジオプラス(東京都千代田区日比谷公園 1-4)

費用: 無料

【総会記念シンポジウム: 最高裁国籍法違憲判決から15年~認知・国籍・在留資格をめぐる光と影~】

○登壇者

伊藤里枝子 [特定非営利活動法人 JFC ネットワーク 事務局長]

皆川涼子氏 [弁護士(LNF 事務局)]

近藤博徳 [弁護士 JFC 国籍確認訴訟弁護団団長]

秋葉丈志 [早稲田大学准教授・スチューデントダイバーシティセンター長]

Fides Corteciano 氏 [フィリピン・ダバオで JFC の支援を行う RGS-COW スタッフ (The Religious of the Good Shepherd -Center for Overseas Workers)]

佐藤真美氏 [JFC]



d. 第 155 回 明日の行政書士講座 特別編 「入管・国籍業務を通して社会課題解決に貢献できる行政書士に！~国籍法違憲判決”その後”の支援の事例から~」

日時: 2024年6月15日(土)

場所: 伊藤塾

◆明日の行政書士講座特別編「入管・国際業務を通して社会問題解決に貢献できる行政書士に！~国籍法違憲判決“その後”の支援の事例から~」



◆講師:笠間由美子(行政書士)、伊藤里枝子(JFC ネットワーク事務局長)

e. NPO 法人・DotJP の交流イベントに参加・登壇

日時:2024年6月16日(日)

場所:オンライン

◆NPO 法人・DotJP の交流イベントに事務局長の伊藤里枝子が参加・登壇

※NPO 法人・Dot JP は若者と政治を結ぶ活動の一環として、インターンシッププログラムを実施している。JFC ネットワークは毎年2-3月、8-9月にDotJP からインターン生を受け入れている。

f. 清泉女子大学にて講演

日時:2024年7月18日(木)

場所:清泉女子大学・ラファエラマリアセンター

◆大学の Seo グループ(学生さんたちがさまざまなボランティア活動をしているグループ)に招かれて講演



g. 明日の法律家講座「多国籍社会日本における NGO と弁護士の役割」にて講演

◆日時:2024年9月28日(土) 18:30~

◆場所:伊藤塾&オンライン

◆講演内容:

①JFC ネットワークと弁護士との協同により獲得した「国籍確認訴訟判決」を題材に

②NPO/NGO と弁護士が協同の意義と、これからの弁護士に期待される役割

●講師:弁護士近藤博徳、事務局長・伊藤里枝子



h. 横浜 YMCA の「ユース・グローバルセミナー」で講演

◆2024年11月30日(土)

◆場所:横浜中央 YMCA・ZOOM (ユースリーダーシップ開発事業委員会と国際事業委員会の協働)

◆目的:ユースがグローバルな社会について知り、自分たちに何ができるか考えるきっかけを作ること。

◆講師:事務局長・伊藤里枝子

●日本全国から21名(内訳 会場9名、Zoom12名)



i. 武内剛さん監督作品「パドレプロジェクト」の上映後のトークショーに登壇

◆2024年12月15日

◆場所:横浜シネマリン

◆武内剛さん監督作品「パドレプロジェクト」の上映後のトークショーに登壇

※『パドレプロジェクト』:40年間、僕の心にポツカリ空いた穴

「死ぬ前に一度でいいから、父親に会いたい」。そんな想いから『パドレ・プロジェクト』は始まった。日本とアフリカの"ハーフ"として育った芸人・武内剛がコロナ禍の真



っ只中、情熱と勢いだけでイタリアの地へ降り立った 結末のわからない生き別れた父親探しの旅の記録。
ぶらっくさむらいこと武内剛初監督ドキュメンタリー映画（公式サイトからの抜粋）

⑥フィリピン・スタディツアー

◆事前説明会実施(4回)

◎2024年5月8日(水)19時～20時:スタディツアー説明会

(1回目)参加者無

◎2024年5月19日(日)15時～16時:スタディツアー説明会

(2回目)2名参加

◎2024年6月14日(金)19時～20時:スタディツアー説明会

(3回目)2名参加

◎2024年6月22日(土)15時～16時:スタディツアー説明会(4回目)2名参加



●2024年度は以下の通りスタディツアーを実施した。

<スケジュール>

◆8月3日:マリガヤハウス訪問、オリエンテーション、JFC 母子との交流。

◆8月4日:ダバオへ移動、JFC 母経営のレストランで昼食、日系人会訪問。

◆8月5日:RGS-COW 訪問、オリエンテーション、ワークショップ、ホームステイ。

◆8月6日:ホームステイ先で過ごす。ショッピング。

◆8月7日:マニラへ移動。ツアーについてのシェアリング。

◆8月8日:解散

●参加者16名(うち2名は中学生、7名はリピーター)

[旅行企画・実施]エアワールド株式会社

※株式会社オルタナティブツアーはエアワールド株式会社の代理店



JFCとは、「Japanese Filipino children(ジャパニーズ・フィリピン・チルドレン)」の略称です。フィリピン女性と日本人男性の恋・結婚から、さまざまな理由で父を知らずに育ち、父に会えず、また養育放棄をされている子どもたちがたくさんいます。
JFCネットワークは、1994年5月に市民団体として設立しました。父を知ること、それは子どもたちにとって、自分がこの世に生まれてきた理由やルーツを知るためであり、そしてそれはまた、自分自身に自信を持ち、自存心を養い、自分の手で歩んでいく人生のステップです。私たちは、JFCの子どもたちが人としての権利を十分に生きていくための活動をしています。
JFCネットワークは日本全国のボランティアの協力のもと、JFCへの認知・養育費・日本国籍取得などの対応対策を行うほか、スタディツアー等の普及啓発活動を行っています。
2009年1月1日に国籍法が改正され、日本国籍の取得するJFCが増えています。しかし、一方、2022年4月1

⑦JFC ネットワーク設立 30 周年記念会開催

◆日時:11月10日(日) 14～19時(懇親会有)

◆場所:対面会場(zoom での配信あり)

◆内容:

第一部

1.映像上映会「JFC ネットワーク 30 年のあゆみ(By 映像ディレクター・太田直子さん)

2.国籍確認訴訟から15年～

①弁護団の弁護士・近藤博徳先生からのお話、

②原告の子どもたちは今(原告の子どもたちからのお話)

3.父の国・日本を目指す JFC たちは今～来日・就労・生活～:日本で生きる JFC たちの話

第二部:30周年を振り返って～感謝の部～

第三部:交流会(軽食付き)

●52人が会場、11人の方がズーム参加。



⑧メディア掲載

<テレビ・ネットニュース>

2024年9月23日、「JFCの来日・就労・幸福度調査」の報告会（2024年9月22日実施）の様子がNHK首都圏ニュースで取り上げられた。



⑨調査・研究活動・ロビーイング

(ア)「JFCの来日・就労・幸福度調査」の報告会を実施

日時：9月22日(日) 14:00-16:00 (開場13:30)
場所：新宿NPO協働推進センター401号室、402号室
形式：対面&オンライン (zoom)
内容：報告書の内容の報告、インタビューした方からの話、JFC当事者と母親からの話、質疑応答
チケット (資料代等)：
事前決済 一般1000円、学生500円
当日支払い 一般1000円、学生500円
オンライン参加 (事前決済) 一般1000円、学生500円

◆会場とZOOMで30名が参加。NHKが取材をして下さり、9月23日の12時10分からのニュースで取り上げられた。

【助成金】赤い羽根ポスト・コロナ社会福祉応援キャンペーン外国にルーツがある人々への支援活動応援助成によって調査を実施した。



(イ) 省庁交渉への参加

2024年11月11日(月)・12日(火)に(特活)移住者と連帯するネットワーク主催の省庁交渉が行われ、JFCネットワークは8日の「移住女性」の分野に参加し、「移住(外国人)女性・貧困政策に関する要請書」を各省庁大臣へ提出した。JFCに関する要請は以下の通りである。(※具体的な省庁からの回答を含めた内容はJFCネットワークのホームページに記載 <http://www.jfcnet.org/about/movement/#lobby>)

◆移住(外国人)女性政策に関する要請書◆

●国籍法12条により国籍喪失した子どもの戸籍の記載について<法務省>

【質問事項】

1. 昨年の省庁交渉で、当方から「国籍喪失し戸籍に記載されていない婚内子の存在を、日本の法制度の中で知るには、どのような方法があるのか。」と質問したのに対して、法務省民事局担当者は、「今すぐに回答することは難しい。」と応答され、持ち帰り検討いただくことになりました。その後、法務省民事局から、以下の通り「問い」と「回答」をいただきました。

(問) 国籍法12条により日本国籍を喪失したことにより、当該嫡出子が日本国籍者である親の戸籍に記載されていない場合、日本国内の法制度において、その子の存在を知る方法はあるか、あるとすればそれはどのような方法か？

(答) 国籍法第12条の規定により日本国籍を喪失した者の身分関係の確認方法については、当該者

の国籍を有する国において検討されるべき事項であり、民事局としてお答えする立場にない。

しかしながら、当方は日本の法制度上、戸籍に記載されない婚内子の存在を知る方法の有無及びその具体的内容についての説明を求めたものであり、上記の回答は質問に対応していません。

そこで、改めて以下の点について質問をいたします。

(問) 国籍法 12 条により日本国籍を喪失したことにより、当該婚内子が日本国籍者である親の戸籍に記載されていない場合、日本国内の法制度において、その子の存在を知る方法はないと考えるが、そのような理解でよいか？もし、日本国内の法制度において、その子の存在を知る方法があるならば、それはどのような方法か、法条を示して具体的に摘示されたい。

2. 日本国籍者の婚内子が戸籍に記載されないことにより、相続の際に当該婚内子が相続手続きから事実上排除される、又は遺産分割等終了後に当該婚内子が現れることによって遺産分割が覆されるという不利益や不都合が生じることは、法務省民事局においても理解されているものと考えます。そこで、そのことを前提に以下の点を質問します。

(問) 日本国籍者の婚内子が戸籍に記載されないことにより、相続の際に当該婚内子が相続手続きから事実上排除される、又は遺産分割等終了後に当該婚内子が現れることによって遺産分割が覆されるという不利益や不都合を当事者に甘受させてまで、国籍法 12 条により日本国籍を喪失した婚内子を戸籍に記載させないことにより守るべき公的利益が存在するのか？存在するのであればそれはどのような公的利益なのか、具体的に説明されたい。

また上記の当事者の不利益や不都合を上回る公的利益が存在しないのであれば、それにもかかわらず、国籍法 12 条により日本国籍を喪失した婚内子を戸籍に記載するべきでないとする理由を具体的に説明されたい。

●戸籍法上の外国国籍者の名前の表記<法務省>

【質問事項】

- 1 「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて(昭和五十九年十一月一日法務省民二第五五〇〇号民事局長通達)」を改訂して、戸籍に記載されている外国国籍者の氏名の表記について、カタカナ表記に加えてアルファベット表記を併記するとすることは、立法技術的には可能でしょうか。
- 2 上記 1 が不可能又は困難である場合、それはどういう理由によるのか、具体的にご説明ください。
- 3 立法技術以外の点で、上記のアルファベット併記が不可能又は困難と考えられる事情は何かあるでしょうか。
- 4 現実に発生している具体的な事例を挙げて質問します。日本国籍者の戸籍に配偶者として「〇〇〇〇〇〇 クリスティーヌ(フィリピン国籍 19〇〇年〇月〇日生)」と記載された戸籍が存在します。この場合、この人物の氏名のアルファベット表記はどのように確認することができるでしょうか。また、当該日本国籍者とこの外国国籍の配偶者の間に、国籍法 12 条により日本国籍を喪失した嫡出子がいるか否かは、どのように調査し確認することができるでしょうか。

●認知無効により日本国籍を喪失した子の保護に関する通達とその運用について<法務省>

【質問事項】

- 1 「認知無効が判明した場合における子の無国籍状態を円滑に解消するための取組について(令和 5 年 9 月 1 日付法務省民一第 2075 号民事局民事第 1 課長通達)」の運用について

- (1) 上記通達第 5 記載の、子の本籍地の市町村長と地方入管との「子の戸籍の消除日及び地方入管における退去強制手続の完了日等についての調整」とは、具体的には、子の戸籍の消除日と子に対する在留特別許可の日を同日若しくは可能な限り近接させることを目的として行うものである、という理解でよいか。
- (2) 地方入管は戸籍が消除されない限り当該子について退去強制手続を開始することができない、という現行の運用を前提として、上記の目的のために、子の本籍地の市区町村長と地方入管とは、具体的にどのような調整を行うことが予定されているのか。
- (3) 又は、戸籍が消除されない限り当該子について退去強制手続を開始することができない、という地方入管の現行の運用が改められるものであるのか。
- (4) 国籍法 3 条 3 項により遡って日本国籍を有しないとされた子が在留特別許可を得るためには真実の父親の認知を得る(など)在留を特別に許可すべき新たな事情が生じる) 必要があり、そのために一定の期間(時には長期間)を要する場合、通達第 5 の「戸籍の消除日及び地方入管における退去強制手続の完了日等についての調整」は具体的にどのように行うのか。また、その他に「子について在留資格がない期間や戸籍に記載されていない期間を可能な限り短縮する」(柱書第 3 段落)のために具体的にどのような方策を予定されているのか。

2. 認知無効とならないが認知が事実と反する場合の取扱いについて

- (1) 国籍法 3 条 3 項は、民法 786 条との関係で、認知無効とはならないが認知が事実と反する、という場合にも日本国籍は取得しないとしており、すでに国籍取得届をしたものについても遡って日本国籍がなかったものとする。このような「認知無効とはならないが認知が事実と反する」という場合も、通達の「認知無効が判明した」場合に該当するとして、通達の適用対象となるのか。
- (2) 上記(1)の回答が「適用対象である」である場合、行政機関(子の本籍地の市区町村長、所轄法務局、又は地方入管など)が当該子の認知が事実と反することを知る機会として、具体的にどのような場面が想定されているのか。
- (3) 認知無効とはならないが認知が事実と反する場合、子は有効な認知により「日本人の子」の身分を有するが、そのことを根拠として在留特別許可により「日本人の配偶者等」の在留資格が得られるのか。なお、上記の通り認知無効とはならないため、当該子は真実の父から改めて認知を得ることができない。

3. 「認知が事実と反する場合」以外の事情により子が日本国籍を失う場合の取扱いについて

- (1) 例えば「推定されない嫡出子」について日本人父との親子関係不存在確認の判決が確定した場合など、「認知が事実と反する場合」以外の事情により子が遡って日本国籍を取得していなかったことになり、「認知が事実と反する場合」の子の法的地位ときわめて類似した立場におかれる事案があるが、このような事案に上記通達は適用されるのか。
- (2) 上記(1)について「適用されない」との回答である場合、上記㉠のような子の利益保護のために具体的にどのような方策が予定されているのか。
- (3) 上記(2)について、もし何も方策を採ることが予定されていない場合、「認知が事実と反する場合」と上記㉠の場合とで、取扱いに差異を求める合理的な根拠とは何か。

(ウ)「女性差別撤廃委員会(CEDAW)に NGO レポートを提出

2024年10月17日、ジュネーブの国連事務所にて、女性差別撤廃委員会(CEDAW)による女性差別撤廃条約の実施状況に関する第9回日本政府報告書審査が開催され、JFC ネットワークは「国籍」についてのレポートを担当し提出した。

「日本における移民女性の人権課題」

第89会期 女性差別撤廃委員会(2024年10月7日～25日)の日本報告書審査に向けて

〈目次〉

はじめに

LOI パラ9「ジェンダーに基づく女性に対する暴力」

LOI パラ12「人身取引と売買春による搾取」

LOI パラ18「雇用」妊娠と母性を理由とする差別

LOI パラ19「雇用」家事労働者条約(第189号)

LOI パラ15「国籍」

LOI パラ23-1「農山漁村の女性や不利な状況にあるグループの女性」(困難を抱える女性新法)

LOI パラ23-2「LBT:同性パートナーの在留資格の問題、入管収容」

難民と庇護希望者(関連する条文:第2条)

(4) その他

① 理事会

2024年度の理事会は5回、土曜日に対面とZOOMを併用して開催した(2月24日、4月27日、6月29日、9月28日、12月7日)。

② 通常総会

・2023年3月16日(土)、通常総会を開催し以下のことが承認された。

①「2023年度活動報告」「2023年度決算報告」

②「2024年度活動予定」「2024年度予算」

③役員選任の件:秋葉丈志さんが監事に就任、毛受久さんが理事に就任

③ インターンおよびボランティアの受け入れ

2024年度のインターンおよびボランティアの受け入れは以下の通りである。

<インターン>

◆NPO法人 ドットジェイピーから2名(2-3月1名、8-9月2名)を受け入れた。

◆インターン・ボランティア求人サイト「アクティボ」から2名が継続、東京事務所に直接応募継続2名、合計7名のインターンを受け入れた。

<ボランティア>

新規ケースインタビュー1名、翻訳:1名、事務作業:1名、ホームページ管理:1名、ニュースレター発送:3名

④ 第54回社毎日会福祉顕彰受賞

◆2024年10月31日、ルーテル学院大学の原島博先生にご推薦頂き、社会福祉の向上に尽くした個人、団体を顕彰する第54回毎日社会福祉顕彰を受賞した。



(5) ファンドレイジング

① ファンドレイザーとの契約

特定非営利活動法人アユス仏教国際協力ネットワークの組織基盤強化の助成金を得ることとなり、2022年4月1日～2024年3月までの2年間の予定で株式会社シン・ファンドレイジングパートナーズの河内山信一さんと契約を結んだ。

◆実施したこと◆

① コアステークホルダーを増やす

- ・〇スタディツアー復活
- ・△弁護士（行政書士）ネットワーク施策
- ・〇講師派遣

② 新たなステークホルダー（支援者）確保のためのイベント参加や実施

- ・〇イベント企画（日比交流音楽フェス開催、設立30周年記念会、「JFCの来日・就労・幸福度調査」報告会）
- ・〇新規ネットワーク参加・構築
- ・×団体説明資料（次年度企画）

③ SNSの活用

JFCネットワークでは支援者拡大につなげるためSNSの活用を実施している。

< SNSのフォロワー数(2024年12月31日現在) >

【2024年度】

種類	2023年	2024年
FACE BOOK	2,530	2,869 (+339)
インスタグラム	29	98 (+69)
X(ツイッター)	94	275 (+181)
NOTE	6	20 (+14)

【2024年度のファンドレイジングの評価】

- 「新しい支援者を獲得する」△
- 「団体の認知度を高める」△
- 「理念の浸透を図る」△
- 「感謝を伝える」○
- 「新しい計画を伝える」△

② データ管理

2013年9月頃より実際にSalesforceを活用しての支援者情報の管理（データ管理）や普及啓発活動（イベント管理、NL発送）において運用している。

③ クレジット決済システムの活用（アナザレン株式会社）

海外からの寄附や会費に対応可能とする環境を整えるため海外のクレジットカードも決済可能で対応クレジットカード数が多いなどトータルに考えて、クレジット決済システムの変更を実施し、運用している。

④ 認定NPO法人に向けた取り組み

- ・2023年度より特定非営利活動法人セイエンの「認定NPO法人振興会」の会員となり、認定NPO

法人取得に向けた支援を受け、組織基盤体制を強化している。

・2023年度より顧問税理士事務所による税務・会計支援を受けながら、認定NPO法人取得に向けた、より適正なNPO法人会計となるよう整備を進めている。

2. フィリピン現地協力団体

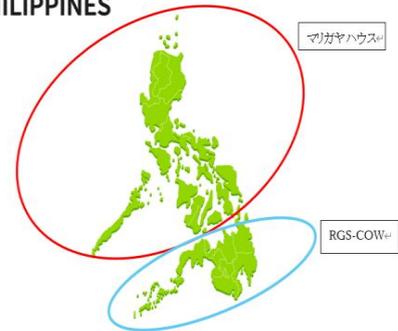
1) Maligaya House(マリガヤハウス)

◆フィリピン・メトロマニラ・ケソン市に事務所を置く。ルソン島、ビサヤ諸島に暮らすJFC母子からの相談を受け付けている。

◆全ての相談者へはメール、Facebook,または電話で対応し、Google formを作成し、相談者には質問票に記入してもらい。それにより、相談内容がケースカテゴリー別に分けられ優先順位を付けて対応が可能となった。

◆毎月実施されるオリエンテーション基本編では、マリガヤハウスの活動紹介、クライアントとマリガヤハウスの責任分担やクライアントの心がまえ、ケースのカテゴリーの説明、国籍法の説明、ケースの進め方などについての説明を行う。2週間後のケース受理ミーティングまでに必要書類を準備してもらい、「ケース概要」を作成し、陳述書作成のために随時インタビューを行う。

フィリピン
PHILIPPINES



<進行中ケース>

クライアントへの進捗の報告、過去の情報や現状についての聞き取り、法的書類取得のためのアシスト、書類の翻訳、日本にいる担当弁護士とクライアントとのオンライン会議の調整、さらに、婚姻の登録や認知、法改正後の国籍取得などに関する法的手続きのためのアシスト、査証申請や日本パスポート取得手続きの手伝いなどを行った。DNA 鑑定が必要なケースへの連絡と日程の調整、DNA サンプルの日本への郵送を行った。随時各クライアントへのカウンセリングも行っている。

2) RGS-COW (Religious of the Good Shepherd for Overseas)

◆ミンダナオ島ダバオ市に事務所を置く。ミンダナオ島に暮らす2007年よりJFC母子からの相談を受け付けている。

2024年度はダバオのRGS-COWがJFC支援を終了することになり、新規ケースの受理をせず、現在進行中のケースのみの対応を行った。しかし、12月に実施されたRGS-COWの会議でダバオのRGS-COWのJFC支援の継続が決定し、2025年1月より新規ケースの受付が始まる。

<ケース受理件数の推移>

年	2007-2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
件数	254	4	6	16	25	17	0

第3 東京事務所におけるJFCに対する法的・行政手続支援事業の概要

1 ケース対応の手続

ケース相談は基本的にマリガヤハウスおよび東京事務所で直接クライアントから相談を受け、ケースとして受理している。2007年度から、ダバオのNGO、RGS-COW (Religious of the Good Shepherd - Center for Overseas)で相談を受け付けたケースを扱っている。

まず、ケースを進めるにあたり、クライアントからの情報をもとに父親の所在や連絡方法を調査する。調査資料は基本的にはクライアントの申告した父の住所や電話番号、パスポート番号である。

父親の自宅あるいは職場の住所が明らかな場合は手紙を出す。1度手紙を出しても返事がない場合、基本的には裁判の管轄となる父の住所地に事務所を置く弁護士にケース受任の依頼をする。

近年は、電話やオンラインによる調停が可能となっていることから、特に地方の父の住所地に事務所を置く弁護士がいない場合でも弁護士にケースを依頼することが容易になっている。

父親から連絡があった場合、母子と父親との話し合いを事務局がサポートするが、話し合いが難航した際には弁護士にケースを依頼する。

また、父親の所在が不明の場合、弁護士に依頼し、受任した弁護士が父親の電話番号から電話会社へ、もしくはパスポート番号から外務省へ本籍地または住所地の弁護士照会を行うなどして住所を特定した上、交渉や裁判手続を行う。

2 受理・処理の状況（表 1～4）

- 1) JFC ネットワークのこれまでの総受理件数は 1,914 件、うち昨年度受理件数は 40 件である（表 1）。また、過去に打ち切りや終了をしていたがケースの再開をしたケースが 49 件ある。その多くは、父母間の話し合いで認知請求はせずに養育費をもらうことを合意していたが、子どもが成人間近または成人し、子ども自身の要望で認知請求をすることになったケースである。

在比ケースはマリガヤハウス設立前ではフィリピンの他の NGO からの紹介だったが、マリガヤハウス設立（1998 年 1 月 17 日）後は専ら同オフィスで受理したケースを扱っている。

2007 年からはダバオの RGS-COW からケースの依頼を受けている。2024 年度の RGS-COW の受理件数がゼロなのは、ダバオの RGS-COW が撤退することとなり、2024 年度は新規ケースを受けつけず既存のケースのみの対応となったからである。しかし、その後、ダバオの RGS-COW の活動継続が決定し、2025 年 1 月からは新規ケースの受付が開始する。

他方、在日ケースは 1996 年以降受理している。2007 年度から JC ケースをカウントしている

表 1 <総受理ケース>

受理年	場所	総数	再開	打切	解決	弁護士	事務局
1993-2012	BS	51	1	40	10	1	1
96-97	NGO	7	1	7	1	0	0
96～19	TK	452	14	180	219	17	50
97～19	MH	879	23	611	234	22	35
2007-2019	COW	258	10	107	124	19	18
2020	TK	14		1	7	3	3
	MH	7		3	2	1	1
	COW	6		1	4	1	0
2021	TK	30		8	12	5	5
	MH	18		7	7	1	4
	COW	16		1	9	5	1
2022	TK	7		3	2	3	2
	MH	41		6	6	25	4
	COW	25		2	11	12	0
2023	TK	25		2	2	8	13
	MH	21		1	6	10	4
	COW	17		1	3	9	4
2024	TK	23				8	15
	MH	17				2	15
	COW	0					0
合計		1914	49	981	659	152	175

る(表 2)。JC ケースは、裁判などの法的な手続きがなくアドバイスのみの対応、メール相談の対応、子どものいないケース、弁護士などからの通訳・翻訳依頼、マリガヤハウスにおける書類や戸籍の取り寄せ依頼の対応などのケースである。

表 2 <JC ケース>

受理年	件数
2007-2019	208
2020	2
2021	9
2022	6
2023	11
2024	15
合計	251

フィリピン
PHILIPPINES



- 2) オンラインでの相談受付を可能とし、ルソン島およびビサヤ諸島に暮らす JFC 母子はマリガヤハウス、ミンダナオ島に暮らす JFC 母子はダバオの RGS-COW で相談を受け付けている。フィリピン全土に暮らす JFC 母子からの相談を受けられるようになった。

また、受付をしたほとんどのケースは弁護士に受任して頂くため弁護士受任ケースが増えている（表3、図1参照）。

弁護士依頼ケースが増加している理由は、第一に、2006年以降、在比ケースでも、日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」を利用して弁護士を雇い訴訟を行うことができるようになっていることにある。それまでは在比ケースの場合、事務局による交渉が難航した場合、本人が養育費や認知請求などの法的手段を取りたくても弁護士を雇う経済的な余裕はないため泣き寝入りする他なかった。

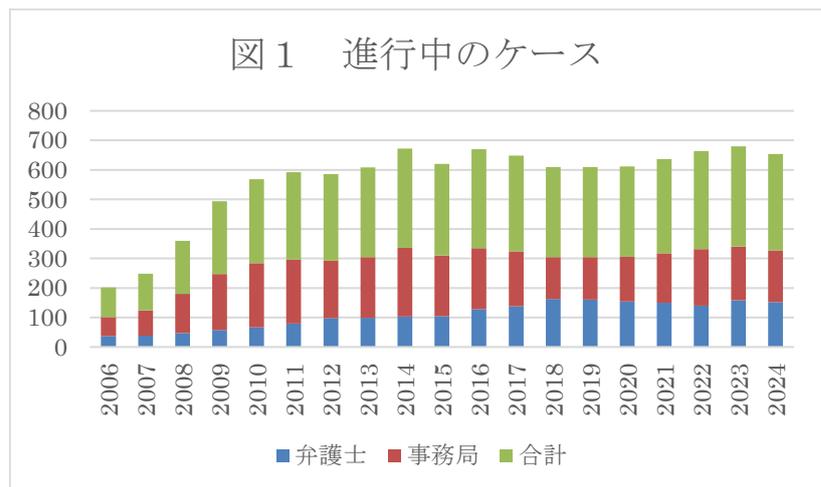
第二の理由は、2009年1月1日に国籍法が施行され両親が非婚でも20歳までに日本人の父親から認知された子は20才までに（現在は18歳までに）日本国籍の取得が可能となったため、過去にすでに打ち切っていたが再び認知請求のために再開をするケースが増加したこと、また、これまでは認知を得るまでの支援だったものがその後の国籍取得までアシストをするようになったために1件あたりにかかる時間が長くなったことにある。

第三に、過去に認知請求をせずに養育費送金の合意を父母間でしていたケースのJFC自身が、父に対して認知請求を起こすケースが出てきていることである。

第四の理由としては、過去にケースは終了したが、認知をした父が死亡したため遺産相続のために再開するケースも出てきていることにある。

表3 進行中ケース

年	弁護士	事務局	合計
2006	37	64	101
2007	38	86	124
2008	47	133	180
2009	58	189	247
2010	67	217	284
2011	79	217	296
2012	98	195	293
2013	99	205	304
2014	103	233	336
2015	104	206	310
2016	128	207	335
2017	138	186	324
2018	163	142	305
2019	161	144	305
2020	154	152	306
2021	150	168	318
2022	140	192	332
2023	159	181	340
2024	152	175	327



3) 受理事件のうち一定の解決を得たケースの状況は表4の通りである。各項目ごとの分析は次項以下を参照。なお、表4は解決を得た人及び項目ごとにカウントしている。たとえば同一の母親の二人の子どもについてそれぞれ認知が得られたときは、受理事件数は1件であるが解決件数は2件としている。また同一の子について認知と養育費支払の解決を得たときには2件としている。したがって、表1の解決件数と表4の解決人数とは一致しない。

表4 全体及び昨年度の主な解決の状況

(単位：人)

	婚姻の報告的届出	国籍取得	認知	養育費支払	在留特別許可	総数
総数	98	533	569	267	66	1,533
昨年度	2	30	34	6	1	73

4)受理件数 1,964 件(復活ケース 50 件含む)のうち、昨年度までに打ち切りとなったのは 983 件(昨年度は 13 件)である(表 1 参照)。打ち切りの理由は、表 5 の通りである。

また、最近の傾向としては、クライアント行方不明・連絡がとれないために打ち切ったケースが増加している(247 件、25.13%、昨年度 4 件、30.77%)。

在比ケースの場合、特にクライアント側の経済的事情などによりケースの継続が困難な実情を伺わせる。特に 2009 年の国籍法改正後に多くの JFC をターゲットにした人身取引が問題化しており、日本で働けるという話で悪質なエージェントを通じて、当団体に告げることなく来日しているケースが増えているようだ。

表5 ケース打ち切りの理由

打ち切り理由	合計	構成率(%)	全ケース	構成率(%)
家族一緒に暮らすこととなる/関係良好	0	0.00	17	1.73
送金が既にされている/直接送金始めた	0	0.00	20	2.03
父親の手がかりなし/情報不足/父偽造パスポート使用	1	7.69	57	5.80
父親行方不明	0	0.00	153	15.56
過去に金銭受理	0	0.00	3	0.31
要望(婚姻記載・出生記載・謄本取寄)済	0	0.00	2	0.20
交渉困難/支払いの意思なし	0	0.00	98	9.97
クライアントの要望	2	15.38	95	9.66
両親(父子)同士で交渉	1	7.69	22	2.24
クライアントの話が不可解/信頼関係築けず	0	0.00	18	1.83
クライアント行方不明・連絡取れず	4	30.77	247	25.13
父に支払い能力無し	0	0.00	50	7.47
父は拘留中のため交渉不可能	0	0.00	2	0.20
他団体・個人・弁護士に依頼	1	7.69	24	2.44
法的にできること無(在特申請/国籍取得/その他)	0	0.00	24	2.44
必要性無(経済的に自立)	0	0.00	1	0.10
父親死亡・遺産相続/認知不可/年金無	0	0.00	41	4.17
母子強制退去	0	0.00	1	0.10
クライアント/JFC に意思/やる気なし	1	7.69	32	3.26
送金が途絶え、その後支払の意思・能力無	0	0.00	9	0.92
送金が途絶え、父が直接送金を始めた	0	0.00	2	0.20
送金が途絶え、その後父行方不明	0	0.00	4	0.41
送金が途絶え、クライアント連絡とれず	0	0.00	8	0.81
送金が途絶え、クライアントと信頼関係喪失/継続意思無	0	0.00	3	0.31

送金中、クライアントが他団体へ依頼希望	0	0.00	1	0.10
送金中、母子行方不明	0	0.00	2	0.20
家族に養育能力無	0	0.00	1	0.10
クライアントに金銭的余裕無・日弁連不許可	0	0.00	6	0.61
クライアントの夫の協力得られず(法テラス申請)	0	0.00	1	0.10
相手方(母子)が非協力的(父親がクライアント)	0	0.00	1	0.10
裁判取下げ	0	0.00	7	0.71
裁判敗訴	1	7.69	2	0.20
父調停に不出頭(婚姻費用請求)	0	0.00	1	0.10
父在外のため裁判できず	0	0.00	4	0.41
鑑定結果父子関係(母子関係)無	2	15.38	22	2.24
クライアント(20才以上 JFC)が日弁連申請のために来日できず(※)	0	0.00	1	0.10
JFC 死亡	0	0.00	1	0.10
合計	13	100.00	983	102.39

(※)かつて日弁連委託援助は成人認知ケースは在外ケースは対象外とされていたため、認知請求をしたい成人 JFC に来日をしてもらい日弁連の委託援助を申請していた時があった。その後、在外でも成人認知請求事件に援助が許可されるようになっている。

3 婚姻手続（表 5～9）

(1) 総受理ケース（1,964 件）のうち、両親共に外国人家族の相談 3 件を抜いた 1,964 件のうち、受理時に両親の婚姻が少なくとも日比いずれかで成立しているケースは 558 件（28.41%）である。しかし、このうち重婚であったケースが 83 件（14.87%）あり、さらにクライアントとの婚姻が後婚であるために無効（フィリピン家族法 35 条 4 項）であるケースは 40 件である（表 6 受理時に婚姻が成立していたケースの 7.17%、重婚ケースの 48.19%に上っている）。

表 6 受理時点での両親の婚姻の成否

種類	総受理ケース	婚姻成立		非婚	外国人家族
		有効	無効		
数	1,964	518	40	1,403	3
構成率 (%)	100%	26.37	2.04	71.44	
数	1,964	558		1,403	
構成率 (%)	100%	28.41		71.44	

※子ども無ケース 2 件含む

表 7 重婚ケース

		対総婚姻数	重婚の
	数	構成率 (%)	構成率 (%)
前婚（有効）	43	7.71	51.81
後婚（無効）	40	7.17	48.19
合計	78	14.87	100.00

(2) フィリピンで有効に成立した婚姻は日本法上も有効であるが、日本の本籍地の市町村役場若しくは在比日本大使館に届出（報告的届出）をしないと戸籍に記載されない。

JFC ネットワークが受理した時点で婚姻が成立していたケース（558 件）から、重婚の後婚であるために婚姻が無効であるケース（40 件）を除いた、有効に成立した婚姻 518 件のうち、フィリピンで成立したケースは 452 件（87.26%）である。

しかし、そのうち 144 件は報告的届出がなされておらず、日本人夫の戸籍に記載されていなかった（フィリピンにおいて有効に成立した婚姻の 31.86%）（表 8、図 2）。

つまり、フィリピンで婚姻が成立したケースの約 3 割は日本への報告的届出がされてないことになる。フィリピンで成立した婚姻の日本への報告的届出義務者は日本人夫であるが、フィリピンで婚姻が成立後速やかに在比日本大使館にフィリピン人妻からの届出でも可能とするシステムと周知が必要である。

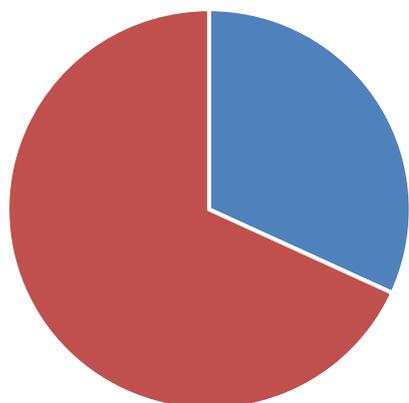
受理後に JFC ネットワークで報告的届出を行ったケースは 98 件（未届ケース 144 件の 68.05%）ある。そのうち婚姻後 1 年以内の報告的届出は 1 件であり、婚姻成立後 5 年以上経過したケースが 72 件と過半数を占めている（表 8）。昨年度は婚姻の報告的届出を行ったケースは 2 件で、1 件は婚姻成立後、18 年が経過して日本への報告的届け出を行った。

なお、このケースはフィリピンで出生し日本国籍を喪失していた JFC(17 歳、日配で日本在住)の母（定住者）が、フィリピンで成立した婚姻の日本への婚姻の報告的届出をし、JFC の国籍再取得（国籍法 17 条）の届出を行った。

表 8 有効な婚姻成立ケースの内訳 (518 件)

【婚姻成立ケース状況】							
種類	婚姻成立 (有効)	フィリピン法にて婚姻			日本にて 婚姻		不明
		日本未届	日本に届出済		婚姻中	離婚	
			婚姻中	離婚/婚姻無効(死)			
数	518	144	173	135	37	23	6
構成率 (%)	100.00%	27.80%	33.40%	26.06%	7.14%	4.44%	1.16%
数	518	144	308		60		6
構成率 (%)	100.00%	27.80%	59.46%		11.58%		1.16%
数	518	452			60		6
構成率 (%)	100.00%	87.26%			11.58%		1.16%
数	518	144	308				
構成率 (%)	100.00%	31.86%	68.14%				
数	518.00%	144	173	135			
構成率 (%)	100.00%	31.86%	38.27%	29.87%			

図 2 フィリピン法で成立した婚姻の
日本への届出状況



- フィリピン法にて婚姻 日本未届
- フィリピン法にて婚姻 日本に届出済

表 9 比国方式の婚姻成立後、
日本への届出までの経過

経過した期間	件数
1年未満	1
1年以上2年未満	5
2年以上3年未満	6
3年以上4年未満	8
4年以上5年未満	5
5年以上10年未満	26
10年以上20年未満	41
20年以上30年未満	4
30年以上40年未満	1
不明	1
合 計	98

※うち、重婚の前婚で有効だったため報告的届出をしたケースは 20 件。

(3) (2)で見たように、フィリピンで婚姻したケースのうち日本に報告的届出がなされずに長期間放置され、夫の戸籍に記載されないケースが非常に多い。その原因として、報告的届出の必要性とその手続が日本人夫・フィリピン人妻の双方に周知されていないことが考えられる。東京事務所及びマリガヤハウスのクライアントに対する聴き取りでも、報告的届出についてほとんどのフィリピン人妻は知識を有していなかった。

前述の通り、報告的届出がなされないと日本人夫の戸籍には婚姻が記載されない。このために、

時間の経過とともに夫の妻に対する意識が希薄になってしまったり、重婚という事態が生じたりすることになる。またフィリピンの婚姻証明書に記載された日本人夫の本籍地は多くの場合不正確であり、日本での住所地から探知していくことになるが、時間が経過するほど転居・転勤によって夫の所在を探知することが困難になる。JFC ネットワークで受理した時点で報告的届出が行われていなかった144件のうち報告的届出ができたケースが98件(68.05%)に留まっているのも、時間の経過によって夫の所在が不明となり、本籍地を探知することが不可能となったためである。そして、このような状態がJFCの国籍喪失など法的保護の欠如の一要因ともなっている。

問題の解決には、フィリピン本国政府及び在比日本大使館による婚姻前の男女への周知・啓発活動が必要である。

(4) フィリピンでは離婚制度がないために、日本人と婚姻したフィリピン人女性が日本人夫と日本法で離婚した場合、その日本で成立した離婚の承認手続きがフィリピンの裁判所で必要になる。フィリピン家族法によると、外国人配偶者の国の法律により離婚する場合、外国人配偶者によって離婚を申し立てられ、裁判によって離婚が成立しなければ、フィリピン本国で離婚は承認されないとされている。実際、日本で協議離婚したケースでは、フィリピンの裁判所において離婚の承認が得られないという事態が起きていた。

ただ、この点については、2018年11月12開催の日弁連主催『日比家族法の最新動向を語る』というシンポジウムの中で、2018年6月25日最高裁判決(Lobrigo 判事)により日本で成立した協議離婚についてもフィリピンの裁判所において離婚を承認し得ることが確認された。

しかし、離婚を承認する手続きには弁護士に依頼する必要があるとあり、40万—100万円の費用がかかっており、日本人男性と離婚をしたフィリピン人の女性たちの大きな負担となっている

さらに、ケース受理後に日本人の父親の戸籍謄本を取り寄せて初めてフィリピン人母が離婚をされていた事実を知るケースも多い。フィリピンで有効に成立した婚姻(558件)のうち、有効な婚姻(518件)で日本に届けられていた婚姻は308件、日本で成立した婚姻は60件(合計368件)であり、うち、離婚が成立していた件は158件(日本法で離婚可能な婚姻ケースの42.93%)であり、そのうちフィリピン人妻が知らないうちに離婚されていたケースは41件である(全離婚ケースの25.95%)。約4組に1組のケースはフィリピン人妻が知らないうちに日本人夫により勝手に離婚されていることになる。(表10)

表10 離婚ケース状況

離婚成立件数 158 件		
フィリピン人妻知らずに離婚		離婚同意
日本在住	比在住	
6	35	
14.63%	85.36%	
41		118
25.95%		74.05%

また、フィリピン妻が知らずに離婚した41件のケースのうち妻がフィリピン在住のケースは35件(85.36%)であり、日本在住のケースは6件(14.63%)であった。妻がフィリピンに在住しているケースの方が勝手に離婚されるケースが圧倒的に多いことが分かる。

4. 国籍取得（表 10～17）

(1) 概要

①JFC ネットワークにて受理後に JFC が日本国籍を取得したのは 533 人(427 件)である。そのうち婚内子でフィリピンにて出生後 3 ヶ月以内に出生の届出を行い、日本国籍を留保できたのは 7 人(在比ケース)、準正による国籍取得は 47 人(在比・在日ケースともあり)、胎児認知は 11 人(在比・在日ケースともあり)、国籍再取得は 59 人(在日ケース)、1984 年改正前国籍法の適用による国籍取得は 13 人(在比ケース)、出生の届出により日本国籍を取得したケースが 4 人(在比・在日ケース)、2008 年 6 月 4 日の最高裁判決に伴う出生後認知による国籍取得が 392 人である。

2024 年度は 30 人が国籍取得をした。内訳は、フィリピンで出生した婚内子が出生後 3 か月以内に出生届と国籍留保届をしたケースが 1 件（フィリピン在住の日本国籍の JFC 父とフィリピン国籍の母）、日本人父が胎児認知をしたが、フィリピンで出生後、3 か月以内に出生届および日本国籍留保届をせずに日本国籍を喪失した子の日本国籍再取得が 1 件、フィリピンで出生した婚内子で日本国籍を喪失した子の日本国籍再取得が 6 件、生後認知による日本国籍取得が 22 件だった。（表 10）

表 10 国籍取得ケース概要

(単位:人)

	国籍留保	準正	認知			国籍再取得		国籍法改正前	出生届出	総数
			胎児認知		生後 認知	胎児認知 国籍喪失	婚内子 国籍喪失			
			留保	裁判						
全体	7	47	4	7	357	4	55	13	3	533
昨年度	1	0	0	0	22	1	6	0	0	30

昨年度、国籍取得をしたケース概要は表 11 及び表 12 の通りである。日本国籍を取得する場所はフィリピンが全体の 68.85%を占めている。日本国籍を取得する年齢層は全体の約 6 割は 16-19 歳を占める。

なお、2022 年 4 月 1 日、成年年齢の引下げ等を内容とする「民法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 59 号）が施行され、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられた。

これに伴い、国籍法も一部改正され、認知された子が届出により国籍を取得することができる年齢及び国籍を喪失した子が再取得することができる年齢が 20 歳未満から 18 歳未満（国籍法 3 条 1 項）に引き下げられた(国籍法 3 条 1 項、同 17 条 1 項)。また、複数国籍者の国籍選択も原則として「22 歳に達するまで」から「20 歳に達するまで」に引き下げられた(国籍法 14 条 1 項)。

JFC ネットワークが支援して国籍取得をしたケースの取得時の年齢が 18 歳以上 20 歳未満なのは全体の 29.70%である。

表 11 国籍取得（取得場所別）

JFC 国籍取得地	1993-2024		2024 年度	
	人数	構成率	人数	構成率
日本	166	31.14%	11	36.67%
フィリピン	367	68.85%	19	63.33%
合計	533	100%	30	100%

表 12 国籍取得（年齢別）

1993—2024 (533 人)								
年齢	0-5	6-10	11-15	16	17	18	19	20 歳以上
人数	68	95	113	40	53	37	113	14
%	12.76	17.82	21.20	7.50	9.94	6.94	21.20	2.63
2024 年度(30 人)								
年齢	0-5	6-10	11-15	16	17	18	19	20 歳以上
人数	7	4	3	2	11	0	0	0
%	23.33	23.33	10	6.67	36.67	0	0	0

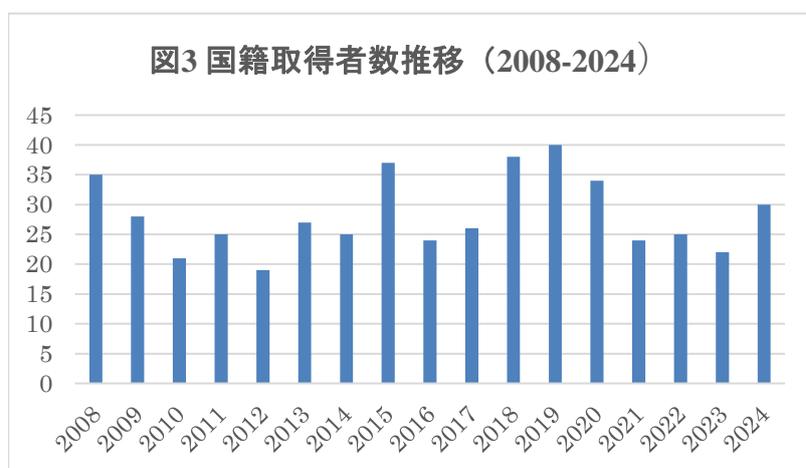


表 13 国籍取得者推移

年	人数
1994-2007	53
2008	35
2009	28
2010	21
2011	25
2012	19
2013	27
2014	25
2015	37
2016	24
2017	26
2018	38
2019	40
2020	34
2021	24
2022	25
2023	22
2024	30
合計	533

(2) 認知による国籍取得(国籍法 3 条)

2008 年 12 月 12 日に国籍法が改正され(施行は 2009 年 1 月 1 日)、外国人母と日本人父の両親が婚姻をしてなくても、日本人父から認知を受けているケースは居住地を問わず、日本国籍の取得が可能となった。

2024 年度も引き続き認知の成立したケースごとに随時国籍取得を行った。

◆在フィリピン日本大使館における国籍取得届に生じている問題◆

①過剰に必要な書類を求められる問題

・母がフィリピンで懐胎した場合、フィリピンの入国管理局で取得した父母の出入国記録が求められる。しかし、父がフィリピンの入国管理局でその書類を取得することは現実的に困難なため、「フィリピンの入国管理局が発行した父の渡航記録を提出できない理由書」を添付すれば受理されるはずだが、受理されないケースがある。

②日本語の読み書きができないことで生じる問題

・届出書類が日本語のため、間違いを指摘されても、その場で判断ができない。「国籍取得届」の届出書を添付し、国籍取得届に必要な書類を揃えて大使館／領事館へ提出する。その後、「国籍取得証明書」が法務省から発行され大使館／領事館に届くと、本人の所へ連絡がある。その後、「戸籍編成届」を持参して戸籍の編製の手続きを行う。ところが、「国籍取得届」も「戸籍編成届」も日本語で書くため（JFC ネットワークのスタッフが記入）、届出の当日、間違いを指摘されても本人たちが対処できない。

③「国籍取得証明書」を本人に渡してもらえない問題

・国籍取得届後、在比日本大使館から「国籍取得証明書」が発行された旨の連絡があり、大使館に出向くと、「国籍取得証明書」の原本が本人に渡される。その情報をもとに「戸籍編成届」を提出するが、「国籍取得証明書」の原本が渡されないケースが1件あった。

④大使館／領事館から要求される翻訳の基準が他（市町村役場、法務局、裁判所）と異なる問題

・昨年頃から、マニラの日本大使館における「国籍取得届」はアルファベット表記は許可されず、すべてカタカナにするよう求められるようになった。例えば、ミドルネームはL.M.A.などの省略が多いが、すべて、「エル」「エム」「エー」と表記することを指示される。それにより、日本語での本人の名前が特定しづらくなる。例えば、「Maria L. Gonzales」の場合、これまでは、「マリア・L・ゴンザレス」と表記していたが、

求められる表記：マリア・エル・ゴンザレス

正：マリア・ロシニャダ・ゴンザレス

つまり、省略のLの正式名はロシニャダであっても、「エル」と書くことを求められるため、書類上（戸籍上）「エル」さんだと誤解されかねない。

【参考資料】日本国籍取得届のあった在外公館別受理件数（外務省からの回答に基づく）

①国籍別・国籍取得届出事件数 第3条に基づく国籍取得届出事件数

年	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	ブラジル	ペルー	その他	総数	不受理
2009	111	91	595	85	30	11	70	993	18
2010	85	88	685	86	29	4	52	1,029	12
2011	73	94	550	72	25	13	63	890	8
2012	51	62	516	72	28	11	95	835	18
2013	56	72	480	69	14	10	76	777	10
2014	57	93	559	53	19	8	92	881	16
2015	66	83	515	57	18	8	85	832	21
2016	39	73	512	49	16	8	79	776	15
2017	37	69	480	48	36	6	80	756	21
2018	42	77	491	52	21	6	67	756	34
2019	38	61	428	41	23	11	78	680	22
2020	30	38	365	43	24	4	74	578	23
2021	33	36	391	31	15	7	93	606	17
総数	718	937	6,567	758	298	107	1,004	10,389	235

②フィリピン国内の日本領事館における国籍法3条に基づく国籍取得届の届出件数(件)

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
M	139	172	172	113	104	75	98	68	54	76	79	44	77	102	103
C					3	5	13	11	10	15	14	13	22	17	36
D					10	16	14	21	29	38	29	21	38	31	9
計	139	172	172	113	117	96	125	100	93	129	122	78	137	150	148

注：M＝在比マニラ日本大使館、C＝在比セブ日本領事館、D＝在比ダバオ日本領事館

③国籍別・国籍取得届出件数

・国籍法3条に基づく国籍別・国籍取得届出件数

年	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	ブラジル	ペルー	その他	総数	不受理
2022年	27	24	454	35	22	12	92	666	16

・国籍法17条に基づく国籍別・国籍取得届出件数

年	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	ブラジル	ペルー	その他	総数	不受理
2022年	2	12	75	2	16	—	51	158	1

(3)準正による国籍取得（2008年改正前国籍法3条1項）

(7) 婚外子は父親から認知され、かつ両親が婚姻することにより、準正が成立する（民法 789 条）。2008年改正前の国籍法3条1項によれば、未成年の準正子は届出によって日本国籍を取得することができる（国籍法3条）。

(4) JFC ネットワークにてケース受理した時点で準正が成立していた（すなわち日本国籍取得の要件を備えていた）JFC は 72 人あった(表 14)。このうち、すでに日本国籍を取得していた JFC は 30 人あった。

他方、準正が成立していながら日本国籍を有していなかった 41 人の JFC のうち、受理後に日本国籍を取得できたのはわずか 15 人であった。この内訳は以下の通りである。

- ① 当初から日本在住のケース 4 人
- ② 母子が来日し日本で国籍取得の届出を行ったケース 5 人
- ③ 在比ケースとして受理後に子が来日し日本で国籍取得の届出を行ったケース 1 人
- ④ 母が日本、JFC はフィリピンに在住するケース 1 人
- ⑤ 在比ケースで、JFC 本人が日本大使館で手続を行ったケース 4 人

(ウ) 受理後に準正が成立したケースは 47 人あり、うち 24 人は国籍取得を行った。

表 14 受理時に準正が成立していたケースの国籍取得状況（単位：人）

	総数	国籍有	国籍無
JFCの数	72	30	42
構成率	100%	42.86%	58.33%

表 15 受理時に準正が成立していたケースの両親の婚姻状況（単位：人）

	婚姻中		離婚	
	国籍有	国籍無	国籍有	国籍無
JFCの数	18	25	12	17
構成率	25.00%	34.72%	16.67%	23.61%
数	43		29	
構成率	59.72%		40.28%	
総数	72			
	100%			

(エ) 上記の通り、JFC ネットワークで受理した時点で準正が成立しているにも関わらず日本国籍が取得できていなかった JFC が 42 人もおり、受理後も 23 人が国籍取得できないでいる。これらはいずれも在比ケースである。

在比ケースにおいて準正による日本国籍取得件数が少数に留まっている背景には、経済的な理由など個別事情だけでなく、以下のような制度的な問題点もある。

現在、国籍取得届出の手続を扱う地方法務局は、両親が婚姻中の場合には、民法 818 条 3 項の親権共同行使の規定を根拠に、親権者である両親が共同して国籍取得届出の手続を行うことを要求しており、外国における国籍取得届出手続の窓口である在外日本大使館も同様の見解に立っている。しかしながらほとんどのケースでは、両親の婚姻は継続していても父親は日本に在住し、音信不通であるか母子への協力を拒否し、あるいは経済的困難によって母

子への協力ができない状態にある。このような父親に対し、フィリピンの日本大使館での国籍取得手続のための協力を得ることは事実上不可能である。

また、フィリピンには離婚制度がないため、両親が離婚しているケース 29 件 (40.28%) (表 15) は全て日本での離婚届提出によるものであり (そのうち夫が無断で離婚届を提出したケースは 4 件)、その際、親権者もいずれかに指定されている。ところが、親子間の法律関係はフィリピン法となるところ (法の適用に関する通則法 32 条)、離婚における親権者指定という制度がフィリピン法上存在しないため、両親が離婚しているにも関わらず親権は依然として両親が共同行使しなければならない、という状態になっている。

この状態で父の協力を得ることが困難であることは前述の通りだが、他方で、これを解消し母親の単独親権とするためには裁判所の許可を得る必要があるが、手続の複雑さに加えて時間と費用の壁が在比の母の単独親権の取得を困難にさせている (ちなみに在日ケースでは、家庭裁判所で親権者指定の決定を得ることによりフィリピン法上も単独親権であることが認められるので、母親のみによる JFC の国籍取得の手続が可能になる)。

このように、準正による国籍取得の要件を備えているにも関わらず、「親権の共同行使」の壁に阻まれて日本国籍取得の途を実質的に封じられているという事態が見られる。

ことに 2008 年の国籍法改正により日本人父の認知があればフィリピン人母だけで JFC の国籍取得届ができるようになったことと対比すると、準正が成立している方が国籍取得が困難になっているという矛盾が生じている。

抜本的な解決のためには、法務省及び法務局・大使館が「親権の共同行使」に拘泥せず、事案に応じて柔軟に対応することが必要である。

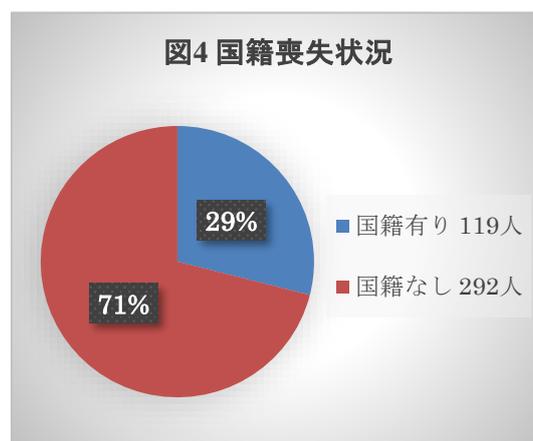
(4) 国籍再取得

(7) 外国で生まれ、外国籍を取得した日本人の婚内子は出生から3ヶ月以内にその出生を在外日本大使館または日本の市町村役場に届け出ないと、日本国籍を喪失する（国籍法12条、戸籍法104条）。

(4) 受理ケース中、婚内子は556人であり、そのうちフィリピンで出生した婚内子は411人（73.92%）だった。フィリピンで出生した婚内子（411人）のうち、国籍を留保していた子どもは119人（28.95%）であり、292人（71.05%）は国籍を喪失していた（表16、図4）。国籍喪失ケースのうち、現在までに国籍(再)取得できたケースは59人（20.21%）に過ぎない。

表16 婚内子と国籍留保・国籍喪失ケース

婚内子(556人)			比で出生した婚内子(411人)	
日本で出生	比で出生	不明	国籍有り	国籍なし
142人	411人	2	119人	292人
25.54%	73.92%	0.36%	28.95%	71.05%



このように極めて多数の国籍喪失ケースが発生しているのは、日本人父・フィリピン人母ともに国籍喪失制度（国籍法12条）の知識を有せず、フィリピンで出生後直ちに日本大使館に出生届をすることの重要性を認識していないからであろう。殊に国籍喪失制度は一般にはなじみのない特殊な制度である（ちなみに日本で出生したJFCは婚内・婚外を問わず、また出生後何年経った後でも大使館に出生を届け出ればフィリピン国籍を取得できる）から、日本大使館による啓発活動が特に重要である。また根本的には、国籍喪失制度を改廃するか、国籍留保届出期間を大幅に延長する、期間経過後の国籍留保届出の受理を事情に応じ柔軟に対応する、などの対策が必要である。

(9) また、日本国籍を有しない婚内子は、日本人父の戸籍に記載されない。このことは認知された婚外子が（外国籍であっても）父の身分事項欄に記載されることと対比して不均衡であるのみならず、身分関係の公証という戸籍の機能を害するばかりか、相続発生の場合に相続人を覚知し得ずに紛争の火種を残すという現実的な問題も生じさせる。このような戸籍記載に関する問題を解消するためには、上述した国籍喪失制度やその運用の再検討、あるいは日本国民の婚内子は国籍の有無に拘わらず戸籍に記載するなど、戸籍制度側の改善措置が必要と思われる。

(10) 国籍留保届を行わなかったために日本国籍を喪失した子どもは、日本に住所を有するときには、届出によって日本国籍を再取得することができる（国籍法17条1項）。国籍の再取得の手続を行った59件(表10)の約4割強は、国籍喪失したJFCが単身で来日し20歳の成人前直前の19歳で再取得をしたケースである（表17）。18歳で国籍再取得をしたケース4件を合わせると約5割強のケースが18-19歳で国籍の再取得をしたことになる。

2022年4月1日、成年年齢の引下げ等を内容とする「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号）が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。特に、旧法の適用期間である2024年3月31日以降にこの年齢層の再取得が不可能になったことを考えると、その影響は非常に大きい。

フィリピンに在住しているJFCにとって日本国籍の再取得は非常にハードルが高い。成人年齢が18歳に引き下げられたことにより、16-17歳のJFCが単身で来日することはほとんど不可能となった。

一方、フィリピンに在住する母子が来日してJFCが国籍再取得をすることも同様に様々な困難が伴う。母子が短期滞在の在留資格で入国した後、在留資格を母は定住者、子は日本人の配偶者等に変更して日本に居住し、仕事を探して生活する一方、子が15歳未満の場合には家庭裁判所において親権者指定の申立を行い、前述した単独親権を得て法務局に対して国籍再取得の手続を行う必要がある。この全ての過程に弁護士やJFCネットワークのスタッフが関与し、かつ国籍取得手続終了までに平均約1年を要している。

なお、一昨年度の試みとして、民法改正の経過措置対象の19歳のJFC6名が国籍再取得のために来日する際に、上述した短期滞在での来日ではなく、日本人の配偶者等（子）としての査証申請を試みた。来日前にJFCたちの就労先を確保し、就労先の代表取締役が身元保証人になることで、在日本大使館に直接「日本人の配偶者等」の査証申請を行った。その結果、昨年、3人は「日本人の配偶者等」の査証が発給されたが、3人は不許可となった。

表 17 国籍再取得時の年齢

年齢	人数	%
0-5	14	23.73
6-10	6	10.17
11-15	6	10.17
16	2	3.39
17	0	0.00
18	4	6.78
19	27	45.76
合計	59	100.00

5 認知（表 18、表 19、図 5）

(1) ケースを受理した JFC の総人数（受理件数 1,914 件よりも多い）のうち、婚内子である JFC（556 人）と婚外子で受理時にすでに認知を得ていた JFC（137 人）を除いた、およそ 1000 数人（約 6 割）の JFC が、ケース受理時に父親に対して認知を求めうる立場にあった。このうち、父親からの認知を得られた JFC はわずか 533 人である。

裁判手続きを経て認知を得たケース 410 人のうち 65 人は死後認知訴訟により、46 人は母が子の懐胎時に法律上の夫がいて任意の認知ができないため強制認知、9 人は公示送達^(注)により認知を得た。

(2) 昨年度に父親から認知を得たケースは 35 人である(表 18 参照)。内訳は以下の通りである。

①父が任意で認知 1 人

1 件は、特定技能の資格で来日中のフィリピン人女性との子を日本人父が任意で認知をした。2 歳の子は祖母と一緒に来日し、その後、法務局にて国籍法 3 条による日本国籍を取得。母は現在定住者への在留資格変更申請中。

②調停を申立て、父が任意で認知(任意) 1 人

認知の調停を申立てたところ、父が自分の子と認めたため任意の認知が成立した。

②裁判認知(調停) 14 人

14 人すべては調停において家事事件手続法 277 条によって認知が成立したケースである。うち 3 人は母の懐胎当時に法律上の夫がいたため強制認知の手続きを行った。なお、調停において認知が成立した 14 人のうち 13 人はいずれもクライアントとなる母子がフィリピン在住のケースで、すべて本人（または法定代理人母）が来日することなく審判で認知を得た。1 件は特定技能（5 年）の在留資格で母が日本に在住しており子どもがフィリピンにいるケースだった。また 1 件は DNA 鑑定無で審判が出た。

④裁判認知(判決)18 人

判決で認知を受けた 18 人はすべてフィリピンで相談を受けたケースであり、うち 5 人は死後認知だった。12 人は DNA 鑑定を実施せず判決を得た。

⑤訴訟を申立て、父が任意で認知 1 人

調停を申し立てたが父（日本国籍の JFC）が出頭せず、訴訟を提起したが、裁判官が母の尋問なしには判決を出せないとのことで母が来日した。その後、父が任意で認知をした。

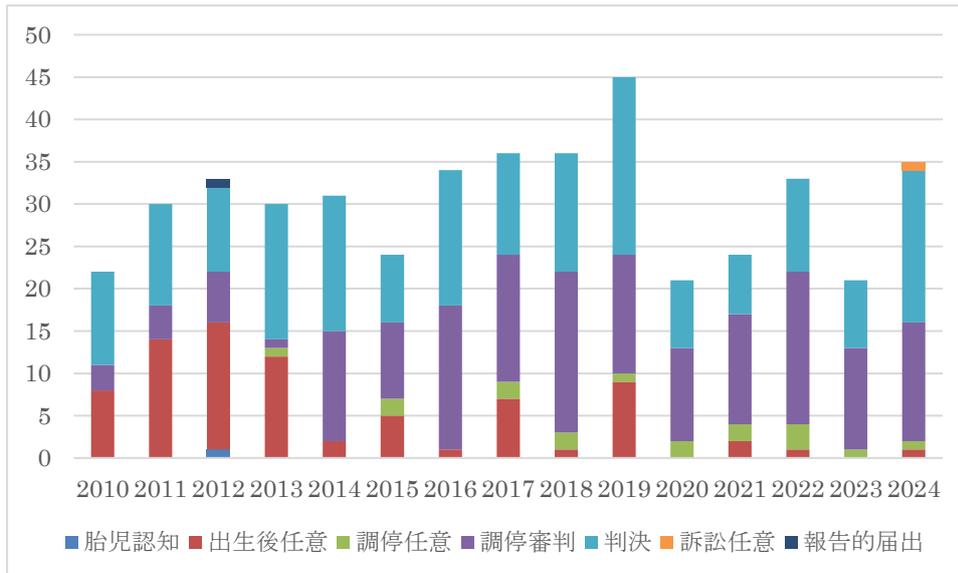
表 18 認知の成立状況

	任意		裁判認知				特記	報告的届出	種類			
	胎児	出生後	調停	調停任意	裁判	訴訟任意			強制	死後	準正子	婚外
2024年度	0	1	14	1	18	1	5	5	0	1	27	
総数	8	132	194	17	195	1	40	58	3	48	525	
			比出頭無	鑑定無	比出頭無	鑑定無	(注) 公示送達とは：相手方を知ることができない場合や、相手方の住所・居所がわからない人、相手方が海外に住んでいてその文書の交付の証明が取れないときなどに、法的に送達したものと する手続きのこと。					
2024年度			13	1	8	18						1
総数			144	19	217	62						9

表 19 認知件数の推移

	任意		裁判				報告的届出	合計
	胎児	出生後	調停任意	調停審判	判決	訴訟任意		
1998-2009	6	51	1	19	25		2	104
2010	0	8	0	3	11		0	22
2011	0	14	0	4	12		0	30
2012	1	15	0	6	10		1	33
2013	0	12	1	1	16		0	30
2014	0	2	0	13	16		0	31
2015	0	5	2	9	8		0	24
2016	0	1	0	17	16		0	34
2017	0	7	2	15	12		0	36
2018	0	1	2	19	14		0	36
2019	0	11	1	14	21		0	47
2020	1	0	2	11	7		0	21
2021	0	2	2	13	7		0	24
2022	0	1	3	18	11		0	33
2023	0	1	1	18	13		0	33
2024	0	1	1	14	18	1	0	35
合計	8	132	18	194	217	1	3	573

図5 認知件数の推移（2010年—2023年）



6 養育費請求（表20、表21、表22）

父親との交渉により、JFC への養育費の支払の合意を得られたケースは267件あり、うち昨年度に6件の養育費支払の合意が得られた(表20)。6件はすべて父が裁判所に出頭し調停の話し合いで養育費の合意を得たものである。

通常は、父と母の双方の収入証明書を提出して養育費の金額を算定表に基づき決定するが、父が出頭せず父の収入が不明なため、父親の総収入を賃金構造基本統計調査の結果により年370万円程度と定め、最高裁判所事務総局・家庭裁判月報第55巻第7号155頁以下の標準的算定方式により、最初に未成年の監護費用分担金の支払いを求める調停の申し立てがされた時から未成年者が満20歳または18歳に達するまでの養育費が定められた。

養育費の支給終期年齢をフィリピン法で成人の18歳にするか日本法で20歳にするかは、裁判官によって判断が異なる。成人年齢が18歳に引き下げられたが、日本国籍のある子の場合には20歳まで、日本国籍取得の届出手続き中の場合には18歳となることが多い。昨年度は18歳までが1件、20歳までが4件だった(表21)。1件は大学卒業まで支払うとした。

6件中3件は毎月5,000円（1件は2人のきょうだい一人あたり5,000円）、2件は10,000円、1件は半年毎に10,000円だった。

現在、データ上、父から母子へ直接送金をしているケースも含めて70件について父親からの養育費の送金中である。但し、長期に渡って送金が途絶えているケースも多く、実際に送金のあるケースは30件前後で父親によるJFCの支援は必ずしも順調ではない。

民事執行法が改正され、2020年4月1日から施行され、養育費を払わない父に対しての財産差し押さえの強制執行がしやすい環境となったため、支払能力があるにもかかわらず、養育費を滞納しているケースに関してはこの手続きを活用していきたい。

表20 養育費の送金状況

	任意	弁護士受任
全	107	160
2024	0	6
合計	267	

表21 養育費送金終期

	件数(人)
18才	1
20才	4
大学卒業迄	1
合計	6

表22 養育費送金額(月額)

月額	人
5,000円	3件(4人)
10,000円	2人
10,000円(半年毎)	2人
合計	6人

7 在留特別許可（表 23）

(1) 在留資格を有しないなど、退去強制事由（入管法 24 条）に該当する外国人は退去強制手続に付された上、強制送還（退去強制令書発付処分）されるのが原則である。しかし日本人と婚姻関係にある、日本人との間にもうけた子を養育している、などの事情により「法務大臣が特に在留を許可すべき事情があると認めるとき」には、在留特別許可が与えられる。例外的・恩恵的な制度とされているが、2023 年 1 年間の法務大臣への異議申立(2,431 件)に対する裁決件数件のうち、在留特別許可件数は 2,395 件であり、約 98.52%（2022 年度は 42.71%）が在留特別許可を認められている。（出入国管理統計年報<2023 年度版>法務大臣官房司法法制部編）

(2) 東京事務所で受理する在日ケースの中には、母子のいずれかまたは母子ともに在留資格を有しないケースもある。そのうち、子どもが日本国籍を有するケース、成人している JFC が日本人父の認知を得ているケースなどは、在留特別許可の手続を行っている。これまでの在留特別許可申請件数は 69 件であり、その内訳及びすでに在留特別許可を得た件数は表 23 の通りである。なお、69 件のうち 3 件は、子の日本国籍と母の婚姻の 2 つの要因があるケースであり、両方の類型にそれぞれカウントされている。また別の 1 件は、JFC の姉妹のうち一人が日本人父から出生後認知を受け、もう 1 人が胎児認知を受けて日本国籍を有するケースであり、両方の類型にそれぞれカウントされている。さらにもう 1 件は、母親と離れて児童養護施設で生活する JFC が日本人父から認知され、母は別の日本人男性と婚姻したケースであり、JFC とその母親とで在留特別許可の根拠が異なると見られるため、両方の類型にカウントした。さらに 3 件は子どもの認知と両親の婚姻の 2 つの要因があるためそれぞれにカウントしている。

(3) これまで、66 件について在留特別許可が出ている。

昨年度、許可されたケースは 1 件である。在留資格のない妊娠中のフィリピン人女性からコロナ禍に相談を受けたケースで、臨月だったにも関わらず一度も妊婦検診に行っていないケースだった。急遽、出産できる病院を探し、入院助産制度を利用して出産をした。父は子どもを胎児認知したため、子は出生時に国籍を取得した。2 人目を妊娠し、出産までの間に婚姻をし、出生後に子どもは婚内子として日本国籍を得、入管へ出頭し、在特を得た。

(4) 入管に出頭後、在留特別許可を得るまでの期間は 1 年未満に出ているケースが 22 件で最も多い（表 23）。

表 23 入管出頭後、
在特許可までに要した期間

期間	件
～1年未満	22
1年以上2年未満	16
2年以上3年未満	16
3年以上4年未満	3
4年以上	6
不明	3
合計	66

8 裁判ケース（表 24）

(1) これまで、JFC のケースで調停・訴訟などなんらかの形で裁判所の手続を行ったケースは 934 件あった。事件の種類及び手続の種類（調停または訴訟）、解決状況等は表 24 の通りである。これらのうち母子がフィリピンに在住しながら裁判手続を提起したケースは 563 件（60.27%）である。弁護士が受任し現在進行中のケースは 152 件であり、うち 146 件（96.05%）は母子が在比のケースである。

表 24 裁判手続提起・解決状況

内容		継続中	判決/和解/調停成立
	夫婦関係調整	調停 0	1
	離婚	調停 4	38
		訴訟 1	14
	親権者指定	調停 0	11
		訴訟 0	2
	離婚無効確認	審判 0	1
		訴訟 0	7
認 知	認知	調停 124	191
		訴訟 7	100
	強制認知(前夫と嫡出推定が働く)	調停 11	24
	死後認知	訴訟 10	37
	死後認知 3 年経過	訴訟 4	1
	認知無効	判決 0	2
	遺産相続	調停 6	16
	遺産相続放棄	0	4
	遺産前払い	0	1
	親子関係不存在確認	調停 3	22
		訴訟 0	5
	養育費	調停 91	145
		審判 8	18
	子どもの引き渡し	調停 0	5
		訴訟 0	2
	親権者変更	調停 0	1
	差押請求	調停 2	0
	面会交流	調停 1	2
	慰謝料請求	調停 1	3
		訴訟 0	2
	婚姻費用	調停 1	3
		訴訟 0	1
	戸籍記載事項訂正	調停 2	2
	損害賠償請求	調停 0	1
	婚姻無効(被告)	調停 1	0

注:1 ケースで 2 つ以上の事件を抱えるケースがある。